

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0045	多重通信網の周波数移行進捗管理等役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年3月11日(水)（10:30）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 入札に関する条件 仕様書2.2.3 b)～e)に定める本業務の実施体制並びに仕様書7.2 b)1)～3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること
(提出期限：令和8年 2月 13日 (金) 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求める)

- ことがある。)
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和8年 2月 24日（火） 12:00 までに提出しなければならない。
 - (5) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
 - (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 9日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
 - (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
 - (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp
メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼
添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

仕 様 書			
件名	多重通信網の周波数移行進捗管理等役務	作成年月日	令和7年12月10日
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省・航空自衛隊が使用する多重通信網（以下「空自OH」という。）の周波数移行に関して、移行のために実施される部外との調整の支援等について適用する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

a) 引用文書

- 1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 2) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日変更閣議決定）
- 3) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号（4. 3. 31）以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 4) 電波法（昭和25年法律第131号）
- 5) 第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成30年総務省告示34号）

b) 関連文書

- 1) 航空自衛隊仕様書（航空警戒管制多重通信装置）
- 2) 「航空自衛隊における情報保証に関する達の解釈及び運用について（通達）」（空幕通第109号。26. 6. 30）
- 3) 「航空自衛隊の立入禁止区域への立入手続等に関する達」（昭和57年航空自衛隊達第5号）

2 調整支援等に関する要求

2.1 調整支援等の目的

現在、防衛省・航空自衛隊（以下「空自」という。）では、主としてレーダー・サイト間の音声及びデータを伝送するために、空自OHを使用しているところ。

本調整支援等は、第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成30年総務省告示第34号）に基づき、空自OHで使用している周波数を携帯電話事業者に明け渡すとともに、空自OHを継続使用する必要があることから、他の周波数

へ移行することとし、その移行については電波法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置により実施することとしている。平成30年12月に防衛省と携帯電話事業者間で「終了促進措置の実施に関する合意書（以下「合意書」という。）」を締結し、同合意書に基づき終了促進措置が進められているところ、その進捗管理、課題整理及び対応方針の作成支援を受けることを目的とする。

2.2 調整支援等に関する要求

2.2.1 調整支援等期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日までの期間とする。

2.2.2 調整支援等実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）及び官の指定する場所とする。

2.2.3 調整支援等体制及び要件

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 契約相手方は、本調整支援等の履行に際し、業務実施責任者1名を定め、官からの質問及び資料の提示等の指示に応じなければならない。修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応を決定する。
- b) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- c) 前記b)の業務従事者が、過去5年以内に防衛省の装備品等（情報システムを含む。）の調達、維持管理、技術支援及び関連するコンサルティング業務に従事した経験、業績等を有すること。
- d) 上記b)の業務従事者が、前記c)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- e) 上記b)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.3 調整支援等内容

2.3.1 終了促進措置に関する調整支援等

携帯電話事業者が実施する終了促進措置を円滑に実施するために、以下の支援等を行うものとする。

a) 終了促進措置の進捗管理等

- 1) 防衛省及び携帯電話事業者において締結した合意書を基に、携帯電話事業者が実施している終了促進措置の進捗を管理するとともに、進捗に伴う課題整理及び是正案の作成等の支援を行う。
- 2) 合意書に関して、見直しや解釈の確認が必要となった際には、修正案の作成や解釈の確認等を行う。なお、合意書の修正案の作成や解釈の確認等に際しては、官との調整の上、弁

護士法（昭和24年6月10日法律第205号）に規定された資格を有する弁護士の確認を経るものとする。

b) **その他関連して必要となる支援**

a)に関連して、必要に応じ、週1回開催される連絡調整会議をはじめとする会議（新宿区市ヶ谷付近で2時間程度を想定。状況によりWeb会議形式となる場合あり。）への同席及び議事作成などの支援を行う。その際、終了促進措置を通じて整備される通信インフラが空自における施設・システムの実情に即した適切なものとなるよう必要な助言等を行う。

2.4 調整支援等の要領

2.4.1 実施計画書の作成

契約相手方は、本調整支援等を実施するために必要な作業を洗い出し、契約後速やかに、次の事項を記載した実施計画書を作成し、要求元の承認を受けるものとする。

a) 調整等の細部項目

b) 調整等の実施要領

2.4.2 調整支援等の実施

実施計画書に基づき、2.3の業務等を実施し、当該調整等の結果について、表2の期限までに、調整支援等報告書により報告するものとする。

2.4.3 調整状況の報告等

本調整支援等の状況について、要求元の求めに応じ、随時状況報告を行うものとする。

3 提出書類

契約相手方は、表1に示す提出書類を提出し、要求元の承認を得るものとする。

表1－提出書類

書類の名称	部数	提出期限	備考
実施計画書	1	契約後速やかに	紙媒体
業務従事者名簿	1	契約後速やかに並びに必要な都度	紙媒体
第三者従事届	1	必要な都度	紙媒体

4 納入品

納入品は、表2のとおりとする。

表2－納入品

納入品	部数	納入期限	備考
調整支援等報告書	1	令和9(2027)年3月31日	紙媒体1部、 電子媒体1部

※ 契約相手方が準備した電子媒体については、CD-R等に格納すること。

5 納入場所

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省整備計画局サイバー整備課

6 検収

支出負担行為担当官及び整備計画局サイバー整備課支出負担行為担当官補助者（以下「支出負担行為担当官等」という。）が行う。

7 情報保全

7.1 守秘義務

契約相手方は、この業務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続するものとする。

7.2 情報保全に係る体制の確保

契約相手方は、本役務の履行にあたって、以下の事項について遵守すること。

- a) 契約相手方は、業務関係書類の作成等を会社で行う場合、使用するパソコンについては、情報の流出について万全を期すため、ファイル交換ソフトをインストールしないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとする。また、役員等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。なお、第三者を従事させる場合も同様とする。
- b) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。
 - 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。
 - 2) 発注者の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
 - 3) 発注者が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

7.3 保護情報

契約相手方は、本役務の履行にあたって、以下の事項について遵守すること。

- a) 契約相手方は、知り得た保護情報の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達に基づき適切に管理する。細部については、**表3**のとおりとする。

表3－保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	防衛省より貸付け又は提供する情報（注意又は部内限りの表示があるものに限る。）	調査支援等の実施に際し、防衛省より貸付け又は提供する情報（注意又は部内限りの表示があるものに限る。）	官側との調整時、提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らか又は類推される場合には保護の対象とする。

8 その他の指示

8.1 貸付品

契約相手方は、「多重通信網の周波数移行に係る調査等」において納入された調査等報告書のほか、調整支援等の実施に必要な官の保有する資料等について、要求元と細部を協議の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。

8.2 官側の支援

契約相手方は、調整支援等の実施に当たり官の支援を必要とする場合には、官と調整の上、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 現地調査を実施する際の諸調整
b) 事務室、水、電気、端末及び内線電話の使用
c) その他、官側が必要と認めた事項

8.3 所有権及び著作権

- a) 本調整支援等によって作成した書面（電子媒体を含む。）その他類似の派生物については、所有権及び著作権は、国に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本調整支援等の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。
- b) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、その著作権その他の権利を侵害しないことを確認すること。

8.4 調整支援等に従事する者の申請

契約相手方は、本調整支援等に従事する者について、業務関係者名簿を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官等に提出し、承認を得るものとする。本調整支援等に従事する者の追

加、変更等が生じた場合には、遅滞なく支出負担行為担当官等の承認を得るものとする。

8.5 第三者の従事

契約相手方は、本契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

8.6 立入禁止場所等への立入

各機関等の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い、実施するものとする。

8.7 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

8.8 疑義事項

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	整備計画局サイバー整備課
	作成年月	令和7年12月10日
品名	多重通信網の周波数移行進捗管理等役務	
仕様書番号		

指定事項：

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防衛庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとし、保護すべき情報については表1のとおり指定する。

表1 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	防衛省より貸付け又は提供する情報（注意又は部内限りの表示があるものに限る。）	調査支援等の実施に際し、防衛省より貸付け又は提供する情報（注意又は部内限りの表示があるものに限る。）	官側との調整時、提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らか又は類推される場合には保護の対象とする。

※細部については、別途官側が指示する。